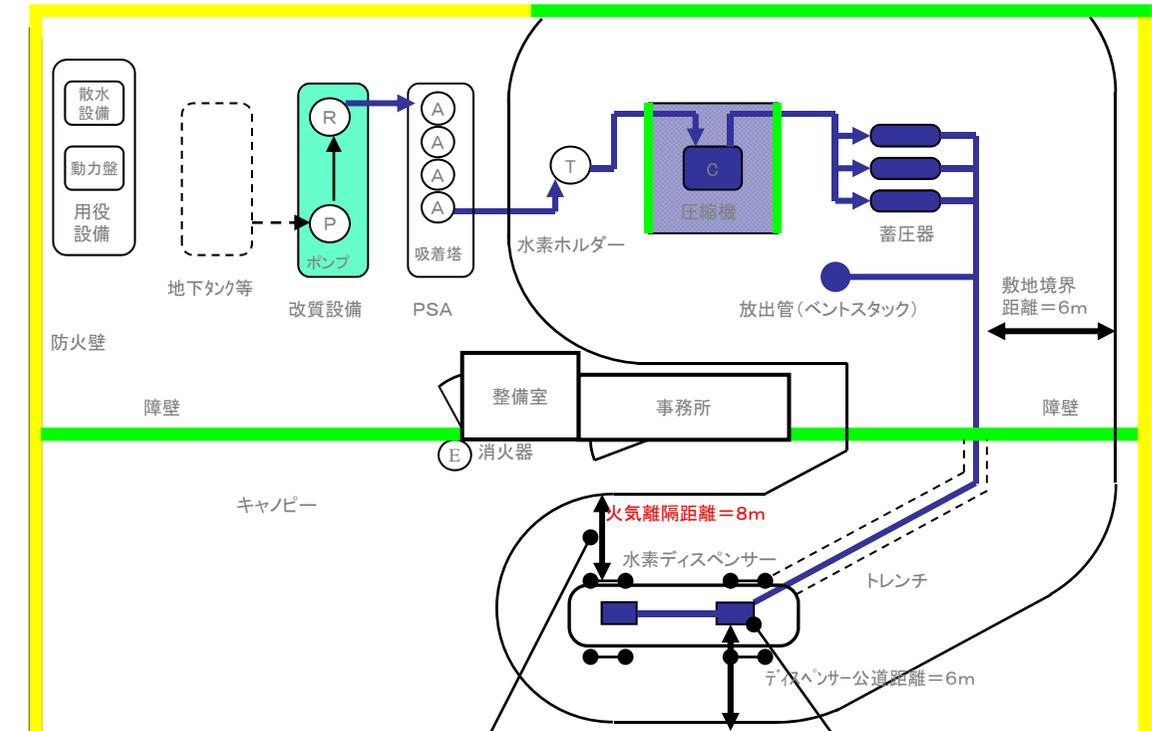


参考: オンサイト型水素スタンド(70MPa): 市街地型

特記: JPEC検討案に基づく変更箇所

高圧ガス保安法

凡例
則: 一般高圧ガス保安規則 第〇条



則第7条の3第2項27号
・火気取り扱い施設との距離: 8m以上又は流動防止、消火措置

公道

則第7条の3第2項1号
(6条1項準用規定)
・6条1項1、5~18、21、22、24~27、32、38、41
(気密構造、耐圧性能、材料(蓄圧器はSCM435、SUS316L、82MPa蓄圧器はSNCM439(強度低減材))、電気防爆、防消火対策、耐震構造等)

<ディスペンサー>
則第7条の3第2項3号
・公道との距離: 6m以上
則第7条の3第2項3号
・最高充填圧力以下で自動遮断
・漏洩防止措置
⇒定められた圧力以下、温度範囲逸脱時充填停止
則第7条の3第2項28号
・過充填防止措置(⇒上記に同じ)

則第7条の3第3項2号
・充填後ディスペンサーを外してから発進
則第7条の3第3項3号
・水分および硫化物の制限
則第7条の3第3項4号
・容器を損なうおそれのある流量で充填禁止 ⇒流量・昇圧率測定、定められた範囲逸脱時充填停止

則第7条の3第2項18号
・火災検知器、警報機、自動運転停止装置の設置
則第7条の3第2項21号
・自動運転停止、温度上昇防止装置のスイッチ設置
則第7条の3第2項25号
・誤発進による充填ホース破損防止措置(緊急離脱カラー)